

総務省「地域社会 DX 推進パッケージ事業」のうち  
「AI 検証タイプ」における  
実証機関の公募

【応募受付期間】

令和7年2月28日～同年3月21日

令和7年2月28日

**MRI** 三菱総合研究所

(総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 AI 検証タイプ 事務局)

## I はじめに

急速な人口減少・少子高齢化が進行する中、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタル技術は、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけでなく、新しい付加価値を生み出す源泉になります。

様々な地域社会の課題に対して、AI などの新しいデジタル技術を活用することにより、産業の高度化や省人化・省力化による労働生産性の向上を図るほか、地域社会の生活の質や利便性を高め、新たな付加価値を創出するといった役割を果たすことが期待されています。しかしながら、既存の通信インフラと組み合わせた AI の先進的なソリューションに関する検証は、未だ途上であり、他地域に横展開されるような確立された優良モデルは多いと言えない状況にあります。このため、地域社会 DX を進める上では、AI などの新しい課題解決モデルを創出し、横展開を支援していくことが重要です。

以上の認識の下、総務省は、令和6年度補正予算により「地域社会 DX 推進パッケージ事業」における施策として、省人化・省力化による地域社会課題の解決に資する AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関する調査研究を行う事務局として株式会社三菱総合研究所を選定しました。このたび、総務省及び株式会社三菱総合研究所は、本実証の実施を希望する実証機関を一般に広く募ることといたしました。実証の実施（公募課題の受託）を希望される方は、本公募要領に従って提案書を提出してください。

## II 公募内容等

### 1. 公募内容

**AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に係る検証**

詳細は別添1を参照のこと。

### 2. 業務委託費限度額

上限を1億円(税込)とする。

※提案書の評価の結果、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。

### 3. 採択件数

7～8件程度

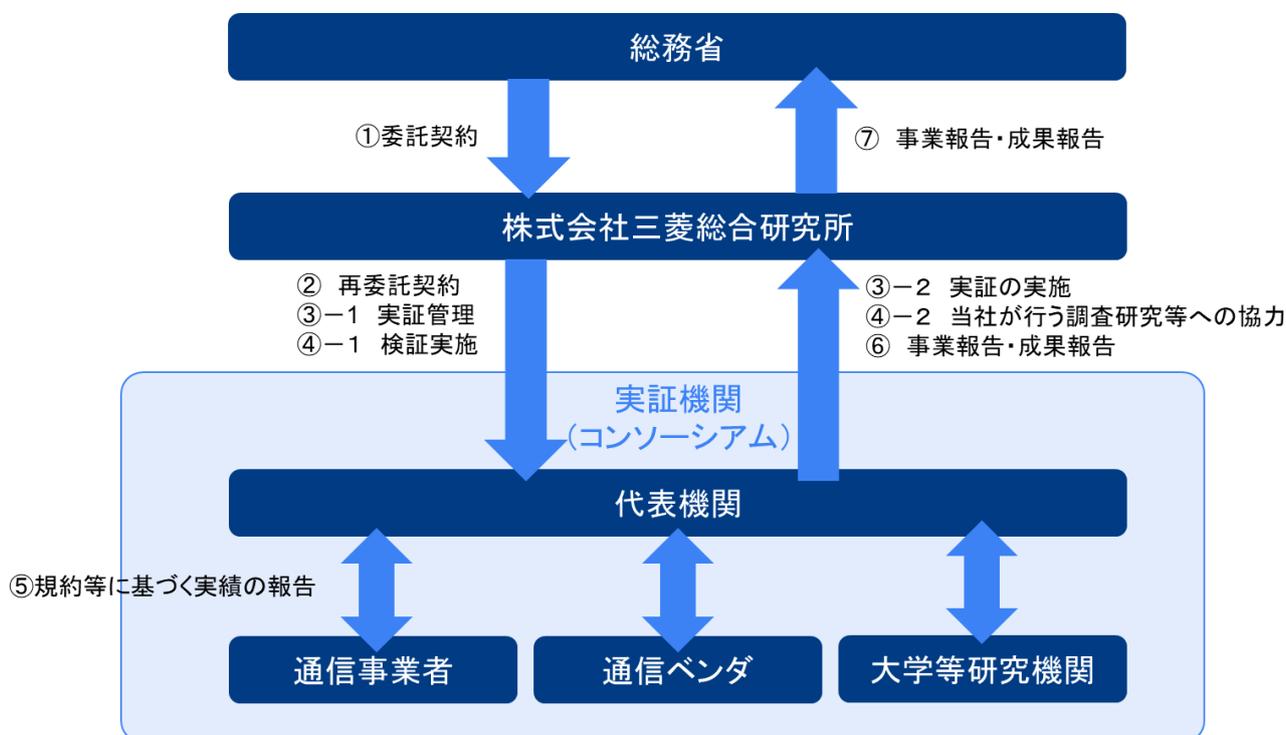
## III 実証機関の役割

本業務は「補助」ではなく、「委託」に基づくものです。業務委託費は調査研究の業務委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なりますので、この点、十分にご留意ください。

実証機関の主な役割としては、以下を含む業務が生じます。

- 実証環境の構築
- 通信システム及び AI 技術の設計・開発・導入・運用
- AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等のための検証
- 普及啓発活動の実施

- 報告書取りまとめ
- 株式会社三菱総合研究所が行う調査研究への協力(中間報告会、最終報告会の参加を含む)



実証機関として、企業等の法人が単独で応募することも、複数の法人等による応募することも、どちらも可能です。複数の法人等による応募の場合、実証機関をコンソーシアムと称します。

コンソーシアムは、民法上の組合契約により組成することもできます。代表機関は、実証機関として単独で応募する場合は当該法人、コンソーシアムとして応募する場合であって、コンソーシアムを民法上の組合契約により組成する場合はその業務執行者、その他の場合は当社の再委託契約の契約主体をいいます。

代表機関の主な業務は以下とします。

- 株式会社三菱総合研究所との業務委託契約(請負)の締結
- 株式会社三菱総合研究所へ本業務に係る資金の請求及びその受領
- コンソーシアムのほかの構成員に対する資金交付(コンソーシアムを組成する場合)
- 実証の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
- 本業務に係る費用の支出に係るコンプライアンスの確保、適正な執行管理
- 知的財産権に関し、実証機関の構成員に特許権等の取得を促すこと
- 株式会社三菱総合研究所への成果報告書、業務委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書等の提出
- 構成員である法人等から提出された実績報告書(収支決算及び成果)の内容確認、取りまとめ、額の確定
- 総務省及び株式会社三菱総合研究所からの依頼に基づく本業務の成果の普及・活用状況について

ての追跡調査に係る報告

- その他仕様書に定める実施事項等の実施

#### IV 応募等

##### 1. 応募資格等

##### 1) 応募者の資格要件

##### イ. 実証機関としての要件

以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 通信事業者、通信ベンダをはじめ、電波計測その他通信システム等に係る実証の企画立案及び実施を適切に行うことが可能な事業者を必ず含むこと。
- ② 通信負荷の低減・通信量の確保等に資する AI の開発や実証の企画立案及び実施を適切に行うことが可能な事業者を必ず含むこと。
- ③ 実証機関(実証機関を構成する全ての法人)は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、実証機関において実証課題を完遂するのに必要な法人等を必ず全て含むこと。
- ④ 通信システムに関する検証の経験を有する法人が、実証機関の構成員に含まれること。
- ⑤ 通信負荷の低減・通信量の確保等に資する AI 検証と同種・類似の事業(研究開発を含む。)の経験を有する法人が、実証機関の構成員に含まれること。
- ⑥ 日本国内の拠点において実証を実施すること。

##### ロ. 代表機関としての要件

民間企業、大学等を対象とし、単独での応募、コンソーシアムを組成しての応募のいずれも可とします。コンソーシアムを組成する場合は、必要な関係者から構成されるコンソーシアムにより応募してください。その場合に、構成員から「代表機関」を選定してください。

応募者(代表機関)は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 実証について、調査研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すること。
- ② プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本業務規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある者を業務統括責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)にすること。プロジェクトマネージャーは以下の要件を満たすものとします。
  - 実証の進捗管理等、実証を統括するとともに、株式会社三菱総合研究所並びに総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行う責任をもつこと。
  - 応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
  - 当該実証の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
  - 当該実証の遂行に際し必要な高い見識、当該実証全体の企画調整・進行管理能力、及び、本実証規模相当のプロジェクトを統括する等の実績を有していること(長期出張、人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合は、プロジェクトマネージャーになることを避けてください)。
- ③ 「経理統括責任者」を1名設置し、法人・団体・個人等への経理処理証憑・書類提出の指示・取りま

とめを行い、株式会社三菱総合研究所宛の期限内の提出や提出内容の正確性への責任をもつこと。

- ④ 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する機関等であること。
- ⑤ 応募時点において、**適格請求書発行事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の2第1項による登録を受けた事業者)**であること。
- ⑥ 業務委託契約の締結に当たっては、株式会社三菱総合研究所から提示する業務委託契約書(請負)に合意できること。

#### ハ. コンソーシアムについての要件(コンソーシアムを組成する場合)

コンソーシアムの組成による応募の場合、以下の要件を満たすとともに、参画する法人等それぞれの分担関係を明確にした上で、コンソーシアムの代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理統括責任者を配置し、株式会社三菱総合研究所との間の業務委託契約の締結、経理管理等の事務的な業務も担っていただきます。

- ① 実証機関を組織して実証を行うことについて、参加する全ての機関が同意していること。
- ② 実証機関への参加機関(代表機関を除く。)は、以下の能力・体制を有すること。
  - 当該実証の遂行(実証に係る支出を含む)に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制(業務責任者、情報管理責任者及び経理責任者の設置を含む。)
  - 他の参加機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制
- ③ コンソーシアムを民法上の組合契約により組成する場合は、以下の条件をすべて満たすこと。
  - コンソーシアムの組成に関し、株式会社三菱総合研究所との契約締結まで、民法上の組合契約を交わすことが確実であること。
  - コンソーシアムの構成員全てが、適格請求書発行事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の2第1項による登録を受けた事業者)であること。また、代表機関が実証機関の業務執行者として、実証機関の事業としての適格請求書を交付すること。

#### ニ. 実証機関の構成員としての共通要件

上記のほか、実証機関の構成員としての共通要件は以下の通りです。実証機関の全ての構成員が以下の要件を満たしている必要があります。欠格となる構成員を含むコンソーシアムによる提案は、提案全体を無効とします(採択後に判明した場合、採択を取り消します。)

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の機関等であること。
- ② 総務省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- ④ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者。
  - 契約の相手方として不適当な者
    - 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である

場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - 暴力的な要求行為を行う者。
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
  - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
  - 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
  - その他前各号に準ずる行為を行う者。

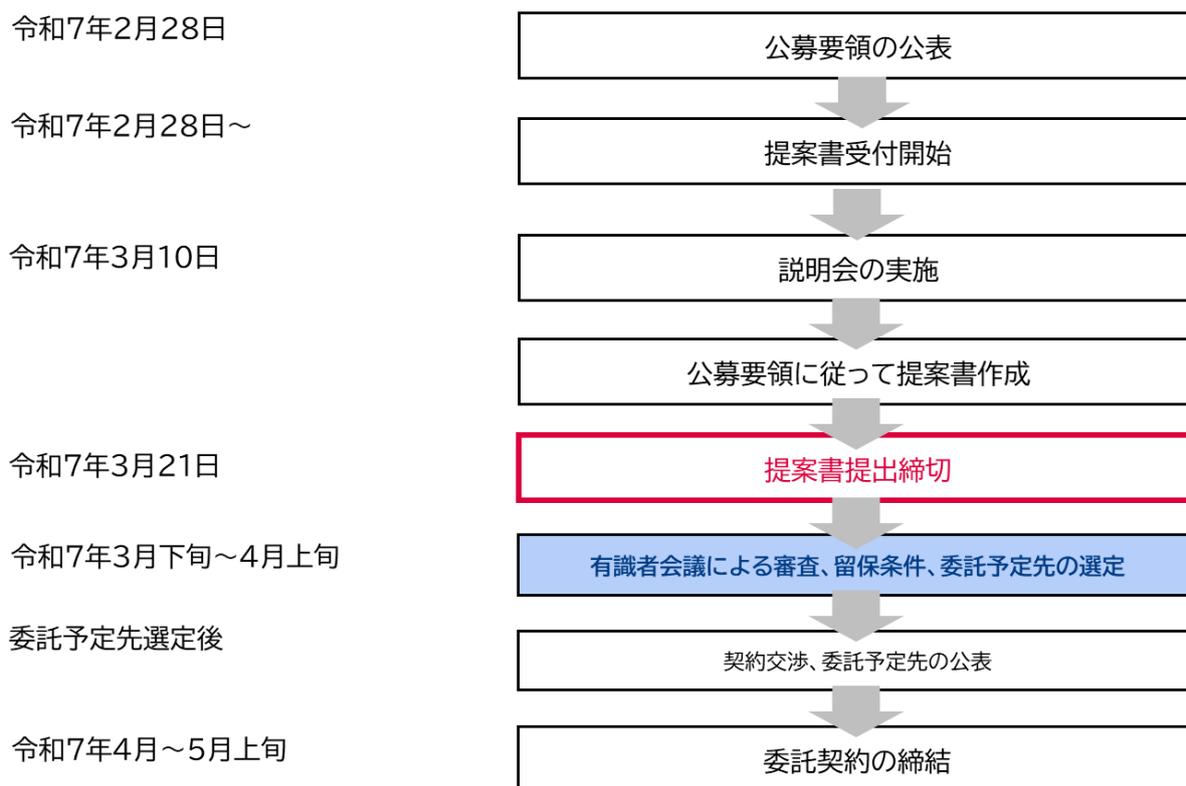
⑤ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

⑥ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

## 2. 応募から業務委託契約までの流れ



## 3. 応募手続等

### 1) 応募方法

株式会社三菱総合研究所ホームページ(<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20250228.html>)から応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入して、以下の方法によりご提出ください。

#### 【提出先】

■株式会社三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

公共イノベーション部門 モビリティ・通信事業本部

「総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 AI 検証タイプ」事務局

担当:後藤、安部、岩田、井上

### 2) 応募書類と提出方法

応募書類の種類	提出方法
提案書本体	以下のメールアドレス宛に提出 rsdx_ai_comm_atmark_ml.mri.co.jp 件名:「AI 検証タイプ提案書(●●株式会社)」 ※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。 ※括弧内は応募者の企業・団体名を記載してください。 ※提案毎に別メールとすること。
提案書概要版	
別紙4:支出計画書	

別紙1:業務統括責任者・業務責任者経歴書	当社が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス (SECURE DELIVER)により、提案書本体と別に提出。 アップロード先 URL の発行を以下のメールアドレス宛まで依頼して下さい。(令和7年3月19日(水)正午まで) rsdx_ai_comm_atmark_ml.mri.co.jp ※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。 件名 :「AI 検証タイプに係る SECUREDELIVER 発行依頼(●●)」 ※提案毎にアドレス発行を依頼すること。
別紙2:情報管理経歴書	
別紙3:業務従事者名簿	

### 3) 募集期間

令和7年2月 28 日(金)～同年3月 21 日(金)17 時まで

### 4) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ② 以下の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
  - 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
  - 提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合
  - 提案書に虚偽が認められた場合
- ③ 本業務の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ④ 本要領以外の方法による応募書類の提出は受け付けません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の提案書その他応募内容に関する修正には応じられません。
- ⑥ 上記のほか、本実証に係る特記事項は以下の通りです。
  - 本業務以外の委託事業又は補助金事業(公募中のものを含む。以下同じ)と、本業務における経費は明確に区分してください。本業務以外の委託事業又は補助金事業と、本業務において使途が同一の経費が含まれる場合は、提案全体を無効とします(採択後に判明した場合、採択を取り消します。)
  - 本業務以外の委託事業又は補助金事業について、使途が同一の経費が含まれないことを明らかにするため、本業務及び本業務以外の委託事業又は補助金事業との役割分担を記載してください。
  - 本業務と本業務以外の委託事業又は補助金事業の間の役割分担に係る記載が不十分又は不正確と判断される提案は無効とします。
  - 本業務以外の委託事業又は補助金事業と本業務において使途が同一の経費が含まれない場合であっても、本業務の採択が本業務以外の委託事業又は補助金事業の遂行の前提となることが見込まれる提案、及び、本業務以外の委託事業又は補助金事業若しくは交付金事業の採択が本業務の実施の前提となることが見込まれる提案は無効とします。
  - 本業務の採択が本業務以外の委託事業又は補助金事業の遂行の前提となることが見込まれる提案、及び、本業務以外の委託事業又は補助金事業若しくは交付金事業の採択が本業務の実施の前提となることが見込まれない場合であっても、同一の実証地域に係る提案におい

て、本業務以外の委託事業又は補助金事業(公募中のものを含む。)との間で、通信システム等の構成、ソリューションにおいて明確な差異化が図られていないものは、評価の対象としません。

- 本業務以外の委託事業又は補助金事業において取得した財産を本業務に利用しようとする場合、委託事業にあつては当該事業の契約その他により定められた財産の管理方法の条件等、補助金事業にあつては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定及び交付決定時に付された条件等に反しないことが求められます。総務省及び株式会社三菱総合研究所は、本業務以外の委託事業又は補助金事業との間の調整等には一切関知することができないので、提案に際し十分に留意又は確認してください。

#### 5) 応募書類の取り扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。応募書類(提案書)は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書の概要を総務省が指定するホームページにて公表します。また、総務省が実施する追跡調査等でも使用する場合があります。

不採択となった応募書類(提案書)は、株式会社三菱総合研究所において廃棄します。なお、御提出いただいた応募書類(提案書)は、要件不備の場合を含めて返却しません。

#### 4. 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。ご希望の方は、以下のWeb入力フォームからお申し込みください(<https://forms.office.com/r/XmW21ttgS0>)。

申込の締切は、令和7年3月7日(金)の17時です。申込者多数の場合は、期限を待たず、応募を締め切る場合があります。参加申込された方にはWeb会議への接続方法等を、同年3月8日(土)を目途にご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します(公募説明会の参加資格がない方、申込に不備があった方には、連絡等の送付ができずご参加いただけません)。

##### 【説明会開催要領】

(1)日時 令和7年3月10日(月) 13:00~14:45(最大)

(2)開催方法 Microsoft Teamsを予定

(3)対象者

- 公募説明会は公募に応じる可能性がある法人の社員等及び関係行政機関又は地方公共団体の職員を対象としています。それ以外の方の参加はご遠慮ください。

(4)注意事項

- 公募説明会への参加申込をした時点で、以下に掲げる事項に同意されたものとみなしますので、ご了承の上、お申し込みください。
  - プロバイダメールアドレス又はフリーアドレスで登録された場合、公募説明会の参加はいたしかねます。所属先のビジネス用個人メールアドレスをご登録ください。
  - 接続に関して技術的なお問い合わせには対応いたしかねます。
  - 公募説明会の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード、また資料の無断転用は

固くお断りいたします。

- 株式会社三菱総合研究所は、公募説明会の模様及び内容を録音及び録画し、その記録を保存することができるものとします。公募説明会の参加にあたりましては、株式会社三菱総合研究所の動画録画及び記録の保存に同意いただく必要があります。
- 質問事項は、「Q&A」を使用して送信ボタンを押してください。その際、所属・氏名を明記ください。所属・氏名を明らかにしない質問に対しては回答しません。なお、質問は本公募に関する内容に限らせて頂きます。質問事項及び当社の回答は、ホームページで別途公開します。
- 時間の都合上、全ての質問に回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 5. 質問について

本公募に関する質問を受け付けます。ホームページに掲載した質問票を記入し、以下のメールアドレスに送付してください。いただいたご質問に対する回答は、ホームページで随時公開・更新しますので、適宜ご参照ください。

### 【質問票提出要領】

1. 提出方法 ホームページにある様式の質問票を [rsdx\\_ai\\_comm\\_atmark\\_ml.mri.co.jp](mailto:rsdx_ai_comm_atmark_ml.mri.co.jp) に送付して下さい。  
※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際に「@」へ変更して下さい。  
件名 : 「AI 検証タイプ質問票(●●株式会社)」※括弧内は応募者の社名を記載してください。
2. 提出期限 令和7年3月14日(金)17時まで
3. 質問の回答 公募ページに掲載します。質問者は公開しません。個別の回答はしません。
4. 注意事項
  - 本公募に係る質問のみ受け付けます。
  - 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
  - お電話でのお問い合わせは受け付けかねますのであらかじめご了承ください。

## 6. 応募情報に係る秘密の保持

本業務に係る応募書類その他提出された資料に含まれる個人情報、提案の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施への情報提供等、総務省及び株式会社三菱総合研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)。なお、採択された個々の実証課題に関する情報(実証課題名、実証概要、実証機関の全ての構成員の名称、実証実施期間等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

## 7. 情報等の提供(公開)

採択された個々の実証課題に関する情報(実証課題名、実証概要、実証機関名、実証実施期間等)及び報告書は、一般に公開しますので、あらかじめご了承ください。

## V 実証機関の選定

### 1. 委託予定先の選定

#### 1) 審査について

委託予定先の選定は、外部専門家等で組織する有識者会議において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、ヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

#### 2) 審査基準

##### イ. 必要性に関する項目

地域社会や産業の課題解決を前提とした実証であるか。全国に共通する課題に取り組む実証であるか。

分類	評価基準・観点	区分
必要性	本実証内容が地域社会や産業においてニーズがあることを確認できていること。	必須
	検証技術(AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等)を活用した技術・ソリューションについて、地域社会や産業へ寄与することが具体的に示されているか。	加点
	検証技術の必要性や特長、ソリューションにどのように活かされるか、他の通信手段等によりソリューションを実現する場合と比べてどのような効果が期待されるのかについて、具体的かつ論理的に示されているか。	加点
	国内のマーケット拡大やビジネス拡大、地域社会や産業の課題解決に貢献する取り組みであるか。また、社会実装を前提とした提案となっているか。	加点

##### ロ. 妥当性に関する項目

検証項目(技術面・効果面等)の妥当性が高いものか。また、新規性・難易度の高いものに対する取り組みであるか。

分類	項目	評価基準・観点	区分
妥当性	先進性・新規性	類似の技術やソリューションなどと比較して先進性・新規性が認められること。(提案する検証内容が、単独企業の製品・技術開発の延長に留まることなく、応募者内外の既存の取り組みとの差分が明確化されていること。)	必須
		地域社会や産業の課題解決を見据えた、技術面や検証内容などにおいて、難易度の高い挑戦的な取組を提案しているか。	加点
	検証方法の妥当性	AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の有効性の検証に関し、その技術的・科学的妥当性が確保されていること。(実証期間内に完遂することが現実的に可能であるかを含む。)	必須
		1つのユースケースについて複数の手段を比較対照するなど、所与の条件下、優れたシステムの構成等を知見として導くことができる内容であること。	必須
		期待される効果や定量的な成果を KGI・KPI として定め、その設定根拠について、具体的かつ論理的に示されているか。	加点

	<p>AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の効果(参考:以下の具体例)を、定量的かつ適切に計測できるものになっているか。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信負荷の低減等により、これまでローカル 5G や先進無線が必須とされていたソリューションを、既存の携帯電話網でも遜色なく利用できるか。</li> <li>通信量の確保等により、現状通信ができないもしくは脆弱なエリアで、通信が実現できるか。</li> <li>通信負荷の低減等により、トータルコスト削減やインフラ設置の効率性向上等に寄与するか。</li> <li>検証した技術の活用により、将来的な新たなビジネスモデル創出に寄与するか。</li> <li>その他、消費電力削減等の付加的効果があるか。</li> </ul>	加点
	<p>ソリューション実装を念頭に置いた上で、ユーザとなる企業・地方公共団体や通信事業者、ソリューション提供事業者等にとって、検証した技術の導入を促す等、定量的な目安や指針となる具体的な知見が得られる見込みか。</p>	加点
	<p>AI の開発に係る妥当性が明確に示されていること。具体的には、AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の検証実施にあたり、前提となる AI モデル・アルゴリズムの概要、精度(ロバスト性・再現性含む)、学習データの適切さ(データの代表性や適性性)、システム全体としての設計等が明確に示されているか。また、実証中に AI モデルを開発・改善する場合は、目標を含むそれぞれの項目について明確に示されているか。</p>	加点

#### ハ. 履行確実性に関する項目

必要な経費が計上されており、品質管理等の実施体制が確保されているか。

分類	項目	評価基準・観点	区分
履行 確実性	安全性	<p>実証の実施、特にフィールドでの検証において、法令遵守が的確に図られるとともに、安全面が十分に考慮されていること。</p>	必須
		<p>通信システム等の活用に関し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和 2 年法律第 37 号)に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であるなど、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策が講じられるものと認められること。</p>	必須
	運営体制 ・ 方法	<p>事業実施に十分な実施体制であること。</p>	必須
		<p>事業実施期間中に体制を整備する場合に、計画が具体的であること。 (特に許可免許取得、通信システム構築)</p>	必須
		<p>AI や通信システムを用いた同種・類似の事業(研究開発を含む。)の経験を有する法人等が、実証機関の構成員に含まれること。</p>	必須
		<p>必要な機器等の調達期間等の準備期間に照らして、許認可・免許取得、通信システム構築のスケジュールが適切であること。</p>	必須
		<p>実証試験、特にフィールドでの試験の実施にあたり、関連するステークホルダー・地域住民等の理解と必要な協力が得られるか。</p>	加点

		事業統括責任者、事業責任者個人及び法人としての実証機関(コンソーシアムの場合は代表機関)に、同種実証事業相当のプロジェクトマネジメントの経験・知見があるか。	加点
実証方法 の適切性		直接人件費、直接経費、一般管理費等が必要額を確保しているか。業務従事者の業務従事時間・単価は適正か。	加点
		履行期間が適正か。不慮の事態を想定した開発及び検証時間を十分に確保しているか。	加点
		業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確であるか。実証機関内の役割分担が明確であるか。	加点
		品質管理体制は適正か。不慮の事態に備えた計画(Plan B)が計画されているか。コンソーシアム内で必要な知見・経験が確保されているか。外部の有識者の支援を得られる体制が整備されているか。	加点

### 3) 委託予定先の選定方法

以上の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。提案書を作成する際に、以下の項目の判断基準となる記載を盛り込んでください。形式的な不備のほか、必須項目を満たしていない事業は、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。また、提案内容が以下の「主な審査項目」の加点項目に該当する場合は、審査において加点します。

上記による評価点(加算点)を「総合評価点」(加算方式)とし、その上位コンソーシアムから予算の範囲において委託予定先として選定します(採択案件が予定件数に達しない場合があります)。

選定の際、委託予定先に対し、必要に応じて、実証実施に当たり、提案内容の修正を求める等、有識者会議の意見等を踏まえ、留保条件を付す場合があるものとします。留保条件の全部又は一部が実行できないと総務省又は株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

### 4) 委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、(3)の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

## 2. 選定結果

### 1) 選定結果等の通知

選定結果は、審査委員会終了後に応募者(代表機関)に通知します。委託予定先として選定する場合は、必要に応じて、実証実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと総務省又は株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、委託予定先名(コンソーシアムを構成する全機関名)を総務省及び株式会社三菱総合研究所のホームページで公表します。なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

## VI 業務委託契約の締結

### 1. 業務委託契約の締結

#### 1) 実施計画書の作成

実証機関は、採択後、実施計画書を作成します。実施計画書は、実証目標(KPI)、実証内容、支出計画書、スケジュール、再委託内容等、提案書の内容を、留意事項並びに有識者による提案書の評価結果(不要調査項目及び不要/重複ユースケースの指摘等を含む。以下、同じ。)及び支出計画書の妥当性を踏まえて行う、総務省及び株式会社三菱総合研究所からの指示に基づき修正したものとなります。当該実施計画書は、業務委託契約書(請負)の一部とします。なお、申請者都合による内容の変更は一切認めないものとします。申請者都合により実施計画書の全部又は一部の遂行が困難と判断される場合は、採択を取り消します。

業務委託の委託額(上限)は、有識者による提案書の評価結果、実証機関が提出する支出計画書の妥当性なども踏まえて、総務省と株式会社三菱総合研究所との間で協議の上、決定します。なお、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。

実施計画書は、株式会社三菱総合研究所並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得て確定します。

#### 2) 業務委託契約の締結

実施計画書の確定後、株式会社三菱総合研究所が総務省に対して、株式会社三菱総合研究所から実証機関への再委託の承認申請手続を行います。その際、採択された実証機関に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた実証機関は、これに応じるものとします。総務省から再委託の承認が下りたのち、株式会社三菱総合研究所と採択された実証機関の代表機関との契約手続を行います。ただし、実施計画書確定後であっても、実証機関の各構成員が、公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、株式会社三菱総合研究所は、実証機関の各構成員に対して是正を求めることができるものとします。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は株式会社三菱総合研究所が相当と判断する場合は、株式会社三菱総合研究所は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができるものとします。

委託予定先との契約締結が不可になった場合は「V」の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

### 2. 契約上支払対象となる経費

#### 1) 対象経費

経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書に基づいて行われていることを要します。また、原則契約期間中に発注し、かつ支払が完了した経費のみが計上できるものとします。また、経費計上には証憑書類が必要になります。

経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書(計画変更承認申請書とこれに対する承諾書、計画変更に係る通知書を含む)に基づいて行われていることを要します。支払を証明できる証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用として認められませんので注意してください。

## イ. 物品費

a. **設備備品費**: 本業務の実施に直接必要な設備・物品の製作又は購入に係る経費、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、原則、リース・レンタル等で経費が抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください(借料に計上してください)。また、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ等、本業務以外に汎用的に利用可能な設備備品は対象外とします。リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書の提出を必須とし、株式会社三菱総合研究所が特に必要があると認める場合に限り、対象経費とします。

b. **借料**: 物品等の借料。本業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(本業務のために直接必要であって、実証機関又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。リース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、本業務終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

c. **消耗品費**: 本業務の実施に直接必要な物品(使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。また、文房具等、本事業以外の汎用的に利用可能な消耗品は対象外とします。

## ロ. 人件費

業務従事者名簿に登録されている、業務従事者の人件費(原則として、本給、賞与、諸手当(福利厚生に係るものを除く))。

## ハ. 謝金

本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループ等を含む。)の開催や運営に要する委員等(講演等を行う外部講師を含む。)への謝金

## ニ. 旅費・交通費

本業務の実施に特に必要となる出張等での、業務従事者の旅費(交通費、宿泊費)、学会参加費等であって、実証機関の構成員の旅費規程等により算定された経費。また、本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する委員等旅費。加えて、委員会の委員が本業務の実施に必要な調査に要する旅費(交通費、宿泊費)、学会参加費、その他経費等の委員調査費。業務従事者の出張旅費は、片道100km以上の旅程のものに限り対象とします。海外出張は株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性が特に認められたものに限り、経費の対象とします。

## ホ. その他

a. **工事費、保守費、改造修理費**: 本業務に直接必要な通信システムの設置に係る工事、装置のメンテナンス、保守費及び改造修理費であって、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみを対象とします。

b. **印刷製本費**: 本業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。

c. **会議費**: 本業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

d. **通信運搬費**: 本業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械

装置等運送費等。

e. **光熱水料**: 本業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。事業所、オフィス等の光熱水料は対象外。

f. **その他(諸経費)(設備施設料、その他特別費)**: 本業務の実施に必要な設備、施設使用等に要する経費であって、株式会社三菱総合研究所と事前協議により支出するもの。又は、本業務の実施に必要な経費であって他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費であって、株式会社三菱総合研究所と事前協議により支出するもの。

#### へ. 一般管理費等

イ～ホの直接経費(消費税及び消費税相当額除く。)に一般管理費率を乗じた額。一般管理費率は10%、又は、実証機関の構成員における財務諸表から算定した割合のうち低いものとします。上記にかかわらず、大学等の場合は、一般管理費率を別途設定する場合があります。

#### ト. 再委託・外注費

本業務を行うために必要な経費の中で、実証機関が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者<sup>1</sup>に再委託・外注するために必要な経費(他の経費項目に含まれるものを除く。)をいいます(準委任契約、請負契約の契約形態を問いません。)。株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみを対象とします。

- 本業務における企画立案・遂行管理等の業務のうちその本質的な部分、並びに、技術的検討等の実証・調査研究に係る本質的な部分の再委託は認めません。
- 外注を認める例としては、計測手法を具体的に指定した上での電波測定作業の委託、仕様を具体的に指定した上でのプログラム作成の委託、シンポジウム等の開催に係る集客・議事録作成等を想定しています。

#### 2) 本業務における自社調達を行う場合における利益等排除

本業務において、経費の中に実証機関の自社製品の調達等に係る経費がある場合、本業務の実績額の中に実証機関自身の利益等相当分が含まれることは、業務の実施に要した経費に相当する額を支払という経理処理の性質上ふさわしくないと考えられます。このため、実証機関自身から調達を行う場合(100%子会社等<sup>1</sup>から調達を行う場合、コンソーシアム形式により業務を履行する場合にあっては、コンソーシアムの構成員から調達を行う場合を含む。)には、原価(当該調達品の製造原価など)をもって対象経費に計上するものとします。

#### 3) 経費の対象とならない経費

直接経費は、業務に直接必要な経費に限り、例えば、次の経費については、原則、計上の対象外とします。

- 経費の振込に係る手数料
- 実証機関の検査に係る経費
- 経理事務に従事する場合の person 費、及び経理事務のために発生した経費

---

<sup>1</sup> 100%出資の考え方: 親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合は、利益排除の対象とする。

- 業務に直接係わらない事務的な打ち合わせに係る経費
- 株式会社三菱総合研究所の検査を受検するために要する旅費・交通費
- 知的財産の管理に係る経費
- オフィスの賃借料等、維持管理費用
- 学会登録料、為替差損、特許出願に係わる経費等
- 業務従事者等が事務用品等として間接的に用いる一般事務用品や消耗品の類（例えば、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、新聞、雑誌等。）
- 事故対応に要する一切の費用（取材行為への対応、現状復旧、補償を含む。）
- 取得財産を滅失又は毀損した場合における、当該取得財産についての補修、部品の取替、製造等に要する一切の費用
- 国や地方公共団体が実施する補助事業又は交付金事業における、当該補助金や交付金以外の自己資金部分への充当

#### 4) 購入機器等の管理

本業務により実証機関が業務委託契約に基づき取得した物品（設備備品費で購入した機械装置等）の所有権は、本業務の実施期間中は実証機関に帰属します。実証機関には本業務の実施期間中、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本業務の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。なお、取得した物品（試作品を含む。）の本業務終了後の取り扱いについては、社会実装に向け有効に活用頂くことを前提に、個別に決定します。

### 3. 実証の運営管理

株式会社三菱総合研究所は、代表機関におけるプロジェクトリーダーと密接な関係を維持しつつ、本業務の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

## VII 成果の取り扱いと評価

### 1. 成果の取り扱い

#### 1) 成果報告書等

プロジェクトリーダーは、実証終了時に成果報告書を取りまとめ、株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、提出してください。総務省及び株式会社三菱総合研究所の指示による修正を全て行う必要があります。総務省及び株式会社三菱総合研究所は、成果報告書を総務省が別途指定するホームページに公開します。また、プロジェクトリーダーは、実証機関の受託に係る費用の支出実績を取りまとめた支出報告書を、契約書に定める時期までに提出するものとします。

#### 2) 実証結果の公表

- ① コンソーシアムは、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本業務に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその内容を、株式会社三菱総合研究所を経由して総務省に連

絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意(出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。)しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

- ② 公表に当たっては、本業務に係る活動又は成果であることを明記するものとします。
- ③ 本業務の成果については、本業務終了後、総務省又は株式会社三菱総合研究所が、発表会や、冊子等により公表する場合があります。その際、コンソーシアムの構成員等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

### 3) 成果に係る知的財産権の帰属等

実証成果に係る知的財産権が得られた場合、実証機関が以下の事項の遵守を約すること(確認書の提出)を条件に、総務省及び株式会社三菱総合研究所は発明者等から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 発明者等は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省に報告する。
- ② 発明者等は、総務省が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利(総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。)を総務省に許諾する。
- ③ 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けることを発明者等が約すること。

## 2. 実証の評価等

### 1) 中間報告の実施

本業務においては、中間報告を実施し、有識者より実証の改善に向けたフィードバックを行います。

#### イ. 中間報告の内容

1. 意義・社会実装に向けた道筋
  - (ア) 実証の位置づけ・意義
  - (イ) 社会実装に向けた道筋・戦略

2. 目標及び達成状況
  - (ア) KPI/KGI 及び達成見込み
  - (イ) アウトプット及び達成状況
3. マネジメント
  - (ア) 実施体制
  - (イ) 実証の実施計画
  - (ウ) 経費支出の妥当性

#### ロ. 評価結果の活用

中間報告の結果をもとに、本業務の実施方法や計画に役立てます。

#### 2) 業務終了後における評価

総務省又は総務省により委託された者は、実証事業の評価及び実証により得られた成果の追跡調査を実施する予定です。実証機関には、実証の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。評価結果等は、同種事業における採択等に反映される予定です。

### VIII その他応募にあたっての注意事項

#### 1. 虚偽の申請に対する対応

本実証に係る申請内容において虚偽行為が明らかになった場合、業務委託契約を取り消し、損害賠償等を実証機関に求める場合があります。

#### 2. 指名停止を受けた場合の取り扱い

応募受付期間中に談合等によって総務省から指名停止措置を受けている者を構成員とする実証機関による応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に実証機関の構成員が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

#### 3. 秘密の保持

本実証に関して総務省又は株式会社三菱総合研究所から開示された業務上の秘密がある場合、契約期間の内外にかかわらず、これを決して第三者に漏らさないでください。当該秘密を第三者に開示したい場合は、事前に株式会社三菱総合研究所を通じて総務省と協議する必要があります。

#### 4. サプライチェーンや事故等のリスクマネジメント

##### 1) サプライチェーンリスク対応

サプライチェーンリスク対応に関して、以下に掲げる事項を満たすこと等を証するため、サプライチェーンリスク対応に関する実施体制等を提案書に記載してください。

また、業務に利用する情報システム・機器の提供事業者及びその製品について、機器名、機器の種類、型番、開発供給計画認定実績の有無(特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合に限る。)、製造企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))、対象機器の製造国、販売企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))、技術提供企業(ソフトウェア・ライセンス提供を含む。名称及び本

店又は主たる事務所の所在地(国))、役務提供企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))を提案書に記載してください。

対象とする情報システム・機器は、業務の実施のために構築する実証環境(データ計測、解析用設備を含む。)を構成する情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体とします。具体的な定義は、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(2018年12月10日関係省庁申合せ、2023年4月1日一部改正、[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT\\_moushiawase.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf))を参照してください。

上記の情報システム・機器には、本実証事業のために構築する実証環境を構成する機器のうち、データ処理設備、基地局、コア設備、伝送路設備(光ファイバを用いたもの)、端末(ドローン含む)、検証データ計測・解析用設備を含みます。

業務に利用する役務の提供事業者及び役務(システム開発、運用・保守、通信サービス、クラウドサービスの提供、電子証明書、ドメイン、端末等の破棄、データの管理・処理)については、外注の事前承諾の際にサプライチェーン対応について株式会社三菱総合研究所が確認しますので、必要な情報提供を求めますので、了知願います(情報システム・機器に準じる)。

#### イ. 要求するサプライチェーンリスク対応

- ① 実証機関は、業務に利用する物品(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると実証機関が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は総務省の意図せざる変更を行ってはならないものとします。
- ② 実証機関は、業務に利用する物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は総務省の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならないものとします。
- ③ 実証機関は、業務に利用する物品について、障害等リスクを引き起こすこと等により公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(実証機関がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとします。
- ④ 上記のほか、実証機関は、サプライチェーンリスク(業務に利用する物品の取り扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は総務省の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならないものとします。

#### ロ. その他本業務において利用する物品の要求機能・性能

- ① 本業務において利用する物品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その

他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると実証機関が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他総務省又は株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更が行われていないものでなければならぬものとします。

- ② 本業務において利用する物品は、障害等リスクが潜在すると実証機関が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省又は株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の実証機関(下請負者、再委託先等を含む。)による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならぬものとします。
- ③ 本業務の実施にあたり、実証機関(下請負者、再委託先等を含む。)は、本業務において利用する物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他総務省又は株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとします。

## 2) 資本関係・役員の情報等に関する情報提供

- ① 実証機関は、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提示するものとします。
- ② 実証に係る業務従事者を限定するものとします。また、全ての業務従事者の所属・専門性(資格等)、実績及び国籍について掲示するものとします。本業務の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に株式会社三菱総合研究所の確認を得るものとします。
- ③ 再委託を行う場合、実証機関は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを株式会社三菱総合研究所に報告し、確認を得るものとします。

## 3) 本業務における特定無線設備の利用

本業務の実施に特定無線設備を利用する際には、技術基準適合証明等を受けた機器を利用するものとします。登録証明機関又は承認証明機関による技術基準適合証明証書等の控えを提案書に添付してください(特別特定無線設備の場合を除く)。

## 4) 事故等のリスクマネジメント

本実証に係る業務の履行等において発生した「すべての事故」を対象に、委託先及び再委託先(再々委託以降を含む。)の行為に起因する労働災害、死傷公衆災害及び物損公衆災害、ならびに、再委託先(再々委託以降を含む。)が死傷したもらい事故に関する報告を速やかに行う必要があるものとします。

## イ. 対象者

委託先(コンソーシアム)の構成員、再委託先(再々委託以降を含む。)に対しても適用します。

## ロ. 用語の定義

- ① 労働災害(業務作業が起因して、業務関係者が死傷した事故)
  - 業務関係作業が起因して、業務関係者が死亡または負傷した事故
  - 業務用車両(レンタカーを含む。)による機材などの輸送作業が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故。
- ② もらい事故(第三者の行為が起因して、業務関係者が死傷した事故)
  - 当該関係者以外の第三者が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故
- ③ 死傷公衆災害(業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故)
  - 業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故
- ④ 物損公衆災害(業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)
  - 業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故
- ⑤ 輸送作業
  - (通勤途上での交通事故を除く。)

## ハ. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「初動対応」、「応急処置」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

### 初動対応

- ① 委託先(再委託先以降も含む。以下、同じ)は、業務履行中に事故が発生した場合は、直ちに当社担当に通報(報告)しなければならないものとします。(当社に対して、事故発生後(事故の可能性や異変(例:レンタカーの車の傷)をしたときから)1時間以内に第1報を入れる。連絡先は後掲。)
- ② 委託先は代表機関を経由して、随時、事故内容を当社担当に「事故報告(第〇報)」等により、報告しなければならないものとします。
- ③ 委託先は代表機関を経由して、事故に係る被害状況・原因等の情報収集に努め、報告内容に変更があった場合は遅滞なく当社担当へ報告しなければならないものとします。

### 応急措置

- ① 事故の影響に対する危険回避措置
  - 委託先は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、適切な措置を執らなければならないものとします。
  - 輸送作業に伴う事故に関しては、運転者は、直ちに運転を中止するとともに、負傷者の救護、道路における危険を防止する等の必要な措置、警察官への連絡を行わせることを徹底するものとします。
- ② 死亡事故の場合の措置
  - 現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならないものとします。

### 事後対策

当社は委託先に対し、必要に応じて、事故報告書の提出を求める場合があるものとします。また、必要

に応じ「事故調査委員会」を開催する場合がありますので、委託先は当該委員会に参加しなければならないものとします。

## 二. その他

業務履行中に事故が発生した場合の被害者対応、報道対応、事故の原因究明等を含む事故対応は、原則として、事故を発生せしめた事故当事者が実施するものとします。

事故発生に関する最初の記者会見、プレスリリース等は、原則として、事故当事者において、実施することとします。ただし、事前に事務局に発表する内容を報告等するものとします。

## 5. 情報管理の適正化について

### 1) 本実証の実施体制

本実証の実施に当たって実証機関に以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に株式会社三菱総合研究所と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を確保すること
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること

### 2) 情報セキュリティ等

#### イ. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

実証機関は、その構成員ごとに情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め(以下、「情報管理責任者」という。)、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制(以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。)を整備し、本契約に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示してください。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持してください。情報セキュリティを確保するための体制には、情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させてください。実証機関の構成員は、当社からの求めがあった場合に、実証機関の構成員の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提供してください。実証機関は、本契約に係る業務の作業を、セキュリティが確保された安全な場所において行ってください。

#### ロ. 対策の履行が不十分な場合の対処

実証機関の責任者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当社が認める場合には、当社の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応をとるものとします。

## ハ. 情報の機密保持

実証機関は、本契約に係る業務の実施のために当社から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守するものとします。ただし、既に公知である情報については、この限りではありません。

- 本実証に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- 本実証に係る業務を行う者以外には機密とすること。

## 二. 情報の保護(情報保護・管理要領)

実証機関は、本実証に係る業務の実施のために当社から提供する情報について、「情報保護・管理要領」(別添4参照)に従い、十分な管理を行うものとします。なお、実証機関は、約款による外部サービスの利用で当社から提供する個人情報をはじめとする要機密情報を取り扱うことはできないものとします。

### ホ. 監査証跡の取得

実証機関は、本実証に係る業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得するものとします。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について当社へ報告するものとします。不正なアクセス又はそのおそれの確認された場合には、遅くとも1時間以内に当社に報告するものとします。

### ヘ. 機密情報の保存場所に係る制限

実証機関は、本実証に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存するものとします。

### ト. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

実証機関は、本実証に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡(例:ログ、機器など事象の精査に必要なもの)の取得・分析が可能な体制を整備し、株式会社三菱総合研究所を經由して総務省に提示するものとします。証跡の取得・分析が可能な体制の整備に当たっては、当該業務の遂行する担当者以外の専門部署(例:セキュリティ担当、構築担当など)の関与を含めるものとします。また、本実証に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処するものとします。

作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、業務を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、当社に、口頭にてその旨第一報を入れること。当社への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うものとします。

当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する実証機関の作業者を明らかにし、平日の10時から18時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は8時間以内に当社に報告するものとします。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく当社に提出するものとします。

当社の指示に基づき、対応措置を実施するものとします。また、対応措置を実施するに当たっては、当該業務の関係法令等(例:個人情報保護法、一般データ保護規則など)で求められる対応事項及び報告期限等を厳守するものとします。情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定されます。

- マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染(実証機関におけるものを含む。)

- DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止(実証機関におけるものを含む。)
- 情報システムへの不正アクセス(実証機関におけるものを含む。)
- 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(実証機関におけるものを含む。)
- 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん(実証機関におけるものを含む。)
- 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止(実証機関におけるものを含む。)
- 当社が実証機関に提供した又は実証機関にアクセスを認めた総務省及び当社の業務の情報の目的外利用又は漏えい
- アクセスを許可していない情報への実証機関によるアクセス

情報セキュリティが侵害された場合は、実証機関は自己の責任と負担において原状回復、信用維持その他一切の措置を講じるものとします。

また、本業務において国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合、情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するため、必要な記録類を契約終了時まで保存し、当社の求めに応じてこれらの記録類を当社に引き渡すものとします。

#### チ. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の周知

実証機関は、当社から、本実証に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答するものとします。

- 本応募要領及び仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績
- 実証機関に取り扱いわせる総務省及び当社の情報の機密保持等に係る管理状況

#### リ. 情報の取り扱い

実証機関は、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うものとします。保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存するものとします。また、当該情報である電磁的記録又は重要な設計書については、滅失、消失又は改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に支障を及ぼす可能性が高いと判断されるときは、バックアップ又は複写を取得するものとします。

#### ヌ. 外部電磁的記録媒体に保存した情報の保護

実証機関は、情報を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、管理簿を作成し、当該外部電磁的記録媒体を放置せず、施錠可能な保管庫、棚等に施錠保管するものとします。また、外部電磁的記録媒体が主体認証機能や暗号化機能を備えるセキュアな外部電磁的記録媒体である場合、これに備わる機能を利用するものとします。なお、外部電磁的記録媒体の使用は、ほかに代替手段がない真に必要な場合に限るとし、使用後は、保存した情報について完全に削除するものとします。

#### ル. クラウドの利用

クラウド利用に関しては、本業務において要機密情報を取り扱わないものとし、以下を措置するものとします。

- クラウドサービスの利用にあたっては、利用価額等を問わず、再委託の承認事項とします。

- ISMAP に認定・登録されたクラウドサービスの利用を推奨します。

### 3) 情報セキュリティ監査の受け入れ

- ① 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、総務省又は株式会社三菱総合研究所が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、総務省又は株式会社三菱総合研究所が別に定める実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を実証機関は受け入れるものとします。(総務省又は株式会社三菱総合研究所が別途選定する事業者による監査を含みます。)
- ② 本業務で利用する情報システムに、総務省又は株式会社三菱総合研究所が意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、総務省及び総務省が指定する組織等並びに株式会社三菱総合研究所と連携して原因を調査・排除できる体制を整備するものとします。また、当該体制を総務省又は株式会社三菱総合研究所が書類等で確認できるものとします。
- ③ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について総務省又は株式会社三菱総合研究所の確認(立入調査)を随時受け入れさせることを約すものとします。

## 6. 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本応募要領並びに契約条項及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、上記(1)及び(2)の事項を踏まえて提案書にある「業務(統括)責任者経歴書」、「情報管理経歴書」「業務従事者名簿」を記載してください。
- ③ 応募者は、別に定めるところにより、本業務において調達する物品の提供事業者並びにその製品を記載してください。

また、本要領等に基づく情報セキュリティを確保するための体制の整備につき、本実証に係る作業の実施に際して、事前に個人情報の取り扱い等について上記を含むセキュリティを確保するための体制を整備した旨の誓約書を提出するものとします。また、契約締結後にその遵守状況について確認させていただきます。

応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、株式会社三菱総合研究所との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

## 7. データを受領・保管する際の取り決めについて

上記のほか、取得する画像データの記録条件等に係る規程の整備と遵守(記録条件、利用目的、第三者提供、モザイク処理・トリミング、アクセスログ管理・アクセス制限、人や車両ナンバーを個別に検索できない形式での保管、人や車両の個別追跡、公道特性や移動傾向などの分析の禁止、データ保存期間)を行う必要があります。

提案書において基本方針を記載いただきます。採択後、実施計画書作成の段階において、その詳細について記載を求めます。

## IX 法令等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、実証を実施した場合には、実証停止や契約解除、採択の取り消等を行う場合があります。例えば、実施計画に、許認可を必要とする実証、相手方の同意・協力を必要とする実証、個人情報取り扱いの配慮を必要とする実証などが含まれている場合には、法令等に基づく手続を適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏えいへの対処については、「外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけでなく情報提供(設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供すること、作業知識の提供やセミナーでの技術支援等)も規制対象となります。

# AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に係る検証

## 1. 対象となる通信システム

情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。)において、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の創出を促進する観点から、端末でのAI処理(エッジAI)による通信量の低減、電波を的確に端末に届くようにするためAIによる通信予測・制御(ビームフォーミング)を活用した大容量通信の実現等、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等を目的とした通信システムを対象とします。

なお、通信事業者が自己のためだけに行う通信ネットワークの設計・運用にAIを活用するソリューションは本実証の対象としません。当該ソリューションを社会実装した暁には、通信事業者以外の国民、企業等又は自治体が利用できるものであるものを対象とします。

このため、本実証では、必ずしも先進無線技術(ローカル5Gなど)の利用は前提としていません。本事業は、現在の通信技術(LTE等)において、AIにおける通信負荷軽減や帯域確保等を通じて、実装に貢献できる新たなソリューションモデルを探索することを主たる目的としています(事業趣旨に合致する実証を行う場合は、先進無線技術を利用しても構いません)。

端末及び通信を中継・集約・分配する機器の間の無線区間は、公衆網・自営網、ライセンスバンド・ノンライセンスバンドを問いません。また、通信規格も原則として問いません。例えば、LTE、ローカル5G、低軌道(LEO)衛星ブロードバンドの利用による実証も想定します。Wi-Fi HaLow(802.11ah)、LoRaWAN、Sigfox、Z-Wave、ELTRES等による実証(ライセンス不要)も可能とします。

## 2. 実証課題の内容、目標等

### イ. 実証の具体的内容

#### a. 実証環境の構築

当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があれば実証団体の責任により、それを洗い出し、取得までの具体的計画及びスケジュールを提案書に記載してください。

特に、無線局免許の取得が必要な場合、実証団体の免許申請者は、無線局の設置予定の場所周辺の携帯電話事業者が開局している(又は開局予定の)キャリア5G及びローカル5G等の無線局との干渉調整の上、携帯電話事業者及びローカル5Gの免許人等の承諾をあらかじめ得る必要があることから、採択後、速やかに携帯電話事業者等との周波数調整を開始し、合意をとった上で、総務省総合通信局等に無線局免許申請を行い、実証開始までに無線局免許を取得してください。

また、無線局免許のほか、当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があればそれを洗い出し、取得までの具体的計画(無線局免許であれば想定される干渉調整相手、免許申請先、必要な許認可であれば手続内容、申請先等)及びスケジュールを提案書に記載してください。

実証団体の免許申請者は、契約後(採択後)、直ちに必要な免許等を得られるよう実証団体の構成主体から事前に必要な情報を取得してください。

許認可に要する経費のうち、免許申請手数料は実証団体の負担としますので、あらかじめご了承ください。

## b. 通信システム及び AI 技術の設計・開発・導入・運用

本実証の実施を実現するための通信システム及び AI 技術を準備・構築するとともに、必要な実証を行うことができるよう、通信システム及び AI 技術を構成するソフトウェア改修など必要な準備を行います。

提案書において、ネットワーク・システムを含む本実証を実施するために利用する通信システムの全体像を示すとともに、構成する各設備・機器等の機能と役割、数量・設置形態(固定・可搬等)、調達先、製品仕様等について具体的に記載し、実証に必要な経費が明らかになるようにしてください。

また、ネットワーク・システム構成について、基地局のエリアカバレッジ(ローカル5G 等の無線通信システムを設置する場合)、設置場所、構築スケジュールについて具体的に記載するとともに、同環境が最も効率的なシステムであることを説明してください。

AI 技術については、その概要、本実証のために新規に開発または改修する場合は、機能・性能や構築スケジュールについて具体的に記載するとともに、当該技術の利用が最も効率的なシステムを構成するものであることを説明してください。

## c. AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等のための検証

### i) 技術検証

別添2に掲げるユースケースの全部又は一部を想定し、AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装に向けて必要となる機能について、主に技術的な観点から評価・検証を行ってください。

具体的には、ユースケースにおいて求められる性能要件、また実装時の利用環境や条件を想定した上で、通信システム等を構成する要素ごとに必要な機能の評価・検証を行ってください。これらの機能の実現において複数の手段が考えられる場合には、比較検証等を通じてメリット・デメリット及び課題について整理し、解決策を検討してください。

例えば、通信品質・性能やアプリケーション側の条件(無線レイヤー及びエンド・ツー・エンドでの遅延時間や帯域、解析速度等のソリューションに依存する性能等)と実装環境やコスト等とのトレードオフを踏まえた通信システム等の活用方法に係る検討を行ってください。

提案書においては、通信システム等が満たすべき通信品質等の所要要件(定量・定性、通信量削減量とこれとトレードオフとなるソリューションの諸性能(例えば、エッジ AI で通信量を削減した上で、クラウド側の AI で検知するソリューションであれば適合率・再現率))を KGI・KPI として提案するとともに、その要件を実現するための検討内容を記載してください。通信品質やその他性能において所要要件を満たせなかった場合、その要因分析と検証を詳細に行うものとしてください。

KGI・KPI 及び測定・評価項目の設定にあたっては、測定・評価方法、その提案理由など具体的な根拠、を提案してください。

表 検証項目及び内容の例示

検証項目の例示	検証内容の例示
エッジ AI の性能検証	・通信負荷軽減効果を数値化し、映像伝送におけるデータ量削減率や通信効率を評価 ・データの前処理(圧縮・選別)が通信負荷軽減や効率化にどの程度寄与するかを検証
通信環境の変動対応	通信が脆弱な地域や移動中の通信条件下で、安定したデータ送信

	が可能かを確認
リアルタイム制御の精度	解像度やフレームレートの動的調整が通信効率と画質をどの程度両立できるかを評価
光通信技術の評価	データ伝送がどの程度安定して行えるかを評価
動的追従技術の評価	移動する端末(多数の場合を含む)がリアルタイムで追従制御可能かつ安定した通信を維持できるかを評価
通信リソース最適化の性能評価	各端末の通信状況をリアルタイムに把握し、必要に応じて帯域や遅延の割り当てを最適化

## ii) 拡張性検証

AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に適用した技術等の普及・横展開を想定した検討を行うものとします。

表 検証項目及び内容の例示

検証項目の例示	検証内容の例示
他分野への適用性	AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等で検証する技術等が実証ユースケースの他産業等にも応用できるかの検討・検証を実施する。
横展開の可能性	異なる地域条件やインフラ環境での実証を通じ、汎用的なモデルの構築を目指す。
ネットワークのスケラビリティ	接続端末が増加しても、ネットワーク性能がどの程度維持できるかを検証
新技術の統合可能性	生成 AI やエージェントAI、連合学習など、新たな AI 技術をシステムにどの程度柔軟に統合できるかを検証

## iii) 効果検証

AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装による経済的価値・社会的価値について、定量的かつ定性的な面から評価・検証を行い、課題解決に資する有用性等について具体的に示してください。

提案にあたっては、課題解決効果を表す適切な定量値について定義し、具体的な測定・検証方法を提案してください。

表 検証項目及び内容の例示

分類	検証項目の例示	検証内容の例示
経済的価値	コスト削減効果	ソリューション導入による運用コストや通信コストの削減率を評価
	投資対効果(ROI)	・地域や産業における投資対効果のモデル化を通じ、経済的実現性を評価 ・災害対応や資源管理における技術の投資対効果を定量化
社会的価値	通信インフラの有効活用	通信負荷軽減が地域の限られた通信資源をどの程度効率化するかを評価
	地域格差の是正	通信が不十分な地域でのソリューション実現が地域間格差をどの程度縮小するかを評価
	医療の例: 医療サービスの質の向上	医療従事者の負担軽減や患者救命率向上に与える影響を検証

#### d. 普及啓発活動の実施

##### i) 実証視察会の開催

実証機関は、AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装に関心のある地方公共団体や関係省庁等に対する普及啓発の一環として、原則として現地で対面形式の実証視察会を主催します。

実証視察会の構成及び実施方法については、視察者及び実証機関の双方にとって効率的かつ効果的な方法で行います。実施時期・方法その他詳細については、株式会社三菱総合研究所との協議の上決定します。また、他地域等からの視察の受け入れ等に対応してください。

##### ii) その他普及活動の実施

実証団体は、実証成果のその他普及啓発活動(テレビ・新聞・WEB 記事等におけるインタビュー対応、学会参加、イベント開催等)に積極的に取り組んでください。その際、あらかじめ株式会社三菱総合研究所に取組内容について報告することとし、実施結果についても速やかに報告するものとします。

なお、実証機関にて本契約に関する情報発信を行う場合、総務省「地域社会 DX 推進パッケージ事業」の一環としての取組・成果である旨を明示するとともに、発信内容についてあらかじめ株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得るものとします。

#### e. 報告書取りまとめ

実証団体は、上記の内容と成果を本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で文書化し、株式会社三菱総合研究所が指示する報告様式及び内容に沿って作成するものとします。成果報告書は公表を予定します。

#### f. 総務省及び株式会社三菱総合研究所が行う調査研究への協力(中間報告会、最終報告会の参加を含む。)

株式会社三菱総合研究所は実証機関に委託する実証のほか、AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関する調査研究を行います。実証団体は株式会社三菱総合研究所が実施する調査研究(データやその取りまとめ結果の提供、報告会の参加)に協力するものとします。

最終報告会の開催は、令和8年2月頃を予定しております。最終報告会の準備、参加その他必要経費は、実証団体の負担としますので、あらかじめ了承ください。

### 3. 実証実施期間(予定)

- 実証団体の選考、決定通知:令和7年4月中旬
  - 【株式会社三菱総合研究所による対応】
- 準備期間(契約手続等):令和7年4月中旬～5月上旬
  - 【応募者及び株式会社三菱総合研究所による対応】
- 実証環境の構築、実証の実施:令和7年5月中旬～12月中旬
  - 【応募者(採択された者)による対応】
- 実証結果の取りまとめ(報告書):令和8年1月末
  - 【応募者(採択された者)による対応】

- 最終報告会の開催: 令和8年2月
  - 【応募者(採択された者)及び株式会社三菱総合研究所による対応】

## 実証ユースケースの例

### (1) 本稿の目的

提案のイメージをもっといただくため、本実証の対象として想定されるユースケースを以下に例示します。応募者は、AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装を図る観点を勘案し、提案を行ってください。ユースケースはあくまでも例示です。AI を用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装を図る上で効果的・有用なものは、例示したユースケースと同等に評価します。

### (2) ユースケースの例

#### **ユースケース①** エッジ AI による通信量の低減

##### 検証の概要

- 通信ネットワークを活用したリアルタイムの映像伝送に基づくソリューションは、主に大規模データの分析等を前提としており、大容量通信が必要になっている。通信が脆弱なエリアでのソリューション活用やより大規模なデータの分析等に基づく最先端のソリューション活用も今後さらに増えていくことが想定されるため、エッジ AI を用いて伝送するデータ量を削減する検証を行う。

##### 検証の想定(例)

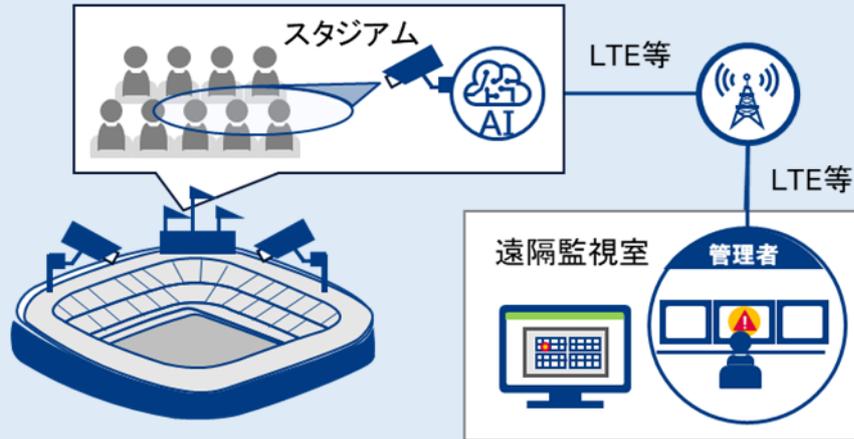
- エッジデバイス等が周囲の通信環境の動的な変動を予測・推定した結果をもとに、アップロードする映像データ等の解像度・フレームレートをリアルタイムに制御したり、特定領域に絞って画質を高くしたり、エッジデバイス間等で連携を行うことで、送信データ量を大幅に削減する技術の検証を行う。

##### 主な検証の観点

- 様々な通信環境への対応
  - スタジアム等の多数のデバイス利用が想定される環境下や、通信インフラが十分でない地域(山間部等)において、ソリューション活用に必要な環境を構築する。これにより、様々な通信環境下で先進的ソリューションの導入を可能にする。
- 多分野における汎用性の確認
  - 複数の地域・産業分野において、同様の技術が活用可能かを検証する。これにより、農業、工業等の分野におけるソリューション活用の拡大が想定される。

### 【実証例①】エッジAIによる通信量の低減 (例:スタジアム)

ネットワーク帯域や接続の安定性に応じて、リアルタイムで動画の解像度やビットレートを変更する技術や、AIを活用して注目領域に絞って画質を高くする技術等を活用し、多くのカメラ等が設置されるスタジアムにおいて、サービスの質の向上や警備等の作業効率化の向上等に寄与する通信負荷の低減に関して検証する。



### ユースケース② 山間部や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立

#### 検証の概要

- 一般に大容量の通信が難しいとされる山間部や海中等におけるソリューション活用の実現のため、エッジ AI によるデータ処理を行い、より高度な作業(探査等)を実現するための検証を行う。山間部や海中等においては、通信が確立されていないエリアが多いが、特定の環境下における検証を行うことで、今後のソリューション活用を促進する。

#### 検証の想定(例)

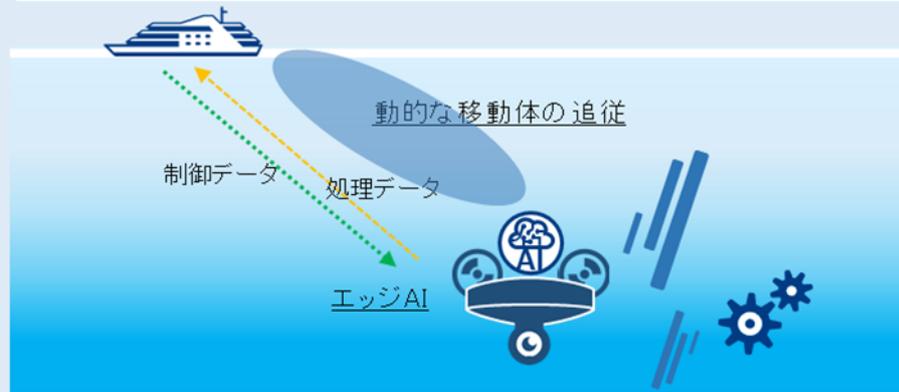
- 光・音響通信技術等を活用しつつ、デバイス・ネットワーク・アプリケーションの情報処理や情報流通をエンド・ツー・エンドかつシームレスに連携することにより、携帯電話網が構築されていない海中等の通信環境の構築を検証する。

#### 主な検証の観点

- 様々な通信環境への対応
  - 山間部や海中等の通信が不安定な地域でも、安定したデータ伝送を可能にし、高度なソリューションを活用するための通信環境の構築を行うことが求められる。これにより、ソリューションの適用範囲が大幅に拡大することが考えられる。
- 多分野における汎用性の確認
  - 海中や山間部の特殊な環境において、様々なソリューションの適用可能性を検証することが求められる。これにより、養殖業や海中探査等、幅広いソリューションの活用が期待される。

### 【実証例②】携帯電話不感地域における通信の確立 (例:海中)

海中において、水中ドローンにより取得したデータを、エッジAIを搭載した水中ドローンで前処理した上で、海上・地上に安定的に送信したり、動的に水中ドローンを追従したりする技術を活用し、養殖業や海中のインフラ点検等への適用性を検証する



### ユースケース③ 多種多様なデバイスに対する通信リソースの最適化

#### 検証の概要

- 多種多様なデバイスを活用する際には、様々なデバイスから情報を伝送することが必要であるが、伝送する情報に応じて必要な通信品質(帯域、遅延等)は変化する、かつ移動する端末は無線状態が刻々と変化する、それに合わせた制御が必要となる。そのため、個々の端末における低遅延化等を図り、大容量の通信を確保しつつ、安定した接続をする検証を行う。

#### 検証の想定(例)

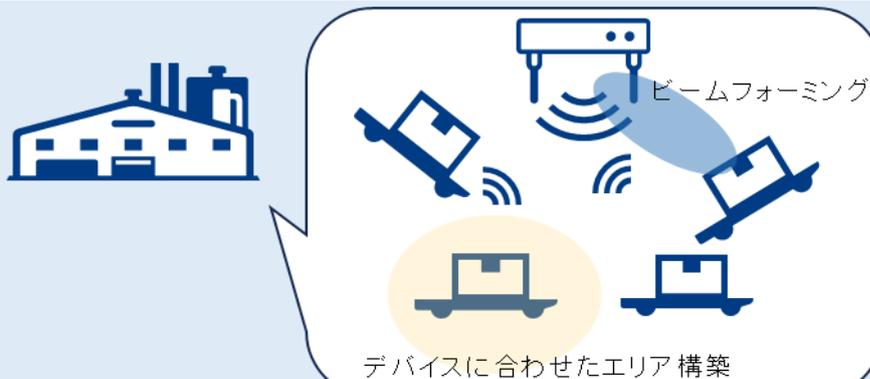
- 工場における製造工程を安定的に稼働するために必要な通信速度を、同一の無線ネットワークに同時に接続する全ての端末に安定的に割り当てる等による、通信の活用によるスマート工場等の社会実装を加速するための実証を行う。

#### 主な検証の観点

- 通信リソースの最適配分
  - 通信状態が変化する端末に対して、AIを活用した最適な帯域提供、遅延制御、ビームフォーミングを行う検証を実施する。これにより、効率的なオペレーションが可能となる。
- スケーラビリティと柔軟性
  - 同一ネットワークに多数の端末が接続しても、通信品質を維持しつつ、ソリューション活用を可能にする技術を検証する。

### 【実証例③】多数の端末の状況に応じた最適な通信リソース制御 (例:製造業)

工場や物流倉庫において、施設内を動き回る多数の搬送ロボット (AGV) に対し、搬送効率を向上させるとともに、スピードを上げて も効率的なオペレーションができるかを、ネットワークのリアルタイム制御に関して検証する。



### ユースケース④ 分散ネットワークにおける新たな AI ソリューションの創出

#### 検証の概要

- 複数の組織が共通する課題を持ち、協力して課題を解決する際に、複数組織間で知見を共有することが想定される。このような状況において、データ保有者のデータ主権を維持しつつ、AI によるデータ収集・統合 (データ形式の異なるものを含む) を行うとともに、学習時等のネットワーク負荷の削減を行うための検証を行う。

#### 検証の想定 (例)

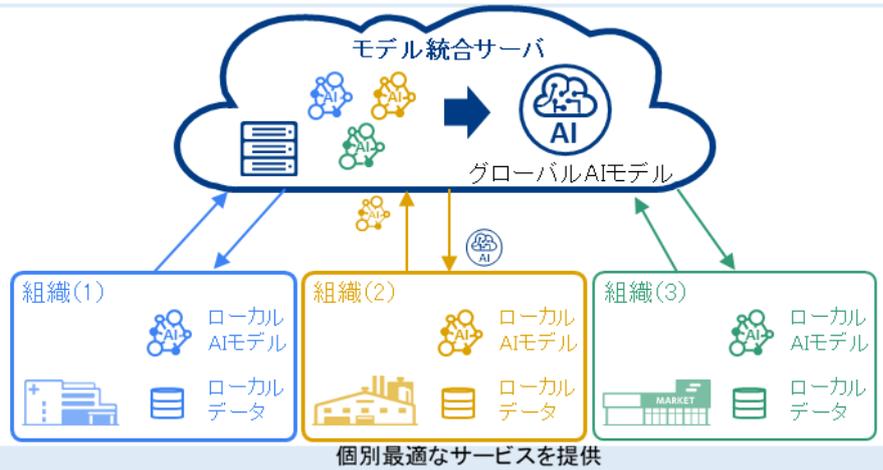
- 医療情報等の高いプライバシー保護が求められる状況において、AI による分散ネットワークからのデータ収集・統合 (データ形式の異なるものを含む) 、およびネットワーク負荷の削減を行い、ソリューションサービスに応じた所要のリアルタイム性と精度を兼ね備えた、新たなソリューションを創出する。

#### 主な検証の観点

- 分散ネットワークにおけるデータ収集・統合
  - 高いプライバシー保護が求められる情報において、分散ネットワークから、形式の異なるデータをどのように収集・統合するについて、リアルタイム性や精度、および通信負荷の低減効果に直接影響する。
- スケーラビリティと柔軟性
  - ネットワーク負荷を低減し、分散ネットワークにおけるデータを活用することで、効果的かつ効率的なソリューションを構築する。

**【実証例④】** 分散ネットワークにおける新たなAIソリューションの創出

複数の拠点（病院・工場・小売等）に分散したデータを、文書や映像の各フォーマットを統一機械言語へと翻訳・収集し、汎用的な統合AIモデル生成や各ノードでの分散学習を実現することで、データの機密性やプライバシーを保護しつつ、通信負荷を低減できるサービスモデル創出に関して検証する。



## 別添3 情報保護・管理要領

### 目的

本業務に係る作業において取り扱う各種情報について、適正な保護・管理方策について明確にすることを目的とする。

### 適用範囲

本業務に係る作業で取り扱う株式会社三菱総合研究所が交付又は使用を許可した全ての情報(電子データ、印刷された情報を含む。)を対象とする。

### 本業務を受託する者が遵守すべき事項

実証機関は、本業務の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。

#### 1 作業開始前の遵守事項

実証機関は以下の(1)から(5)までの各項目に定める事項を定め、その結果を取りまとめた「情報管理計画書」を作成し、契約締結後 1 週間を目途に遅滞なく株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。また、役務内容を一部再委託する場合は、(6)に定める事項に必要な情報を株式会社三菱総合研究所に提供し、株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。

##### (1)情報取扱者等の指定

「適用範囲」に定める情報を取り扱う者(以下、「情報取扱者」という。)を指定すること。また、情報取扱者のうち、情報取扱者を統括する立場にある者一名を情報取扱責任者として指定すること。なお、情報取扱者及び情報取扱責任者(以下、「情報取扱者等」という。)は、守秘義務等の情報の取り扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等(以下、「社内情報セキュリティ教育」という。)を受講した者とする。

なお、「情報管理計画書」には、上記に従って指定した情報取扱者等の所属、役職、氏名及び社内情報セキュリティ教育の受講状況を明記すること。

##### (2)情報取扱者等への教育・周知の計画策定

情報取扱者等を対象に実施する本業務での各情報の取り扱いや漏えい防止等の教育・周知に関する計画を策定すること。

##### (3)情報の取り扱いに関する計画策定

本業務の作業に係る情報の取り扱いに関し、情報の保存、運搬、複製及び破棄において実施する措置を情報セキュリティ確保の観点から定めること。また、情報の保管場所を変更する場合における取り扱いについても定めること。

上記の情報の取り扱いに関して定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- 本業務の作業に係る情報を取り扱うサーバ、PC、モバイル端末について、脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報の取り扱いに、株式会社

三菱総合研究所又は実証機関のいずれかの管理下でない情報システム等(作業従事者の個人所有物である PC 及びモバイル端末を含む)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は株式会社三菱総合研究所の許可を得て用いること。

- 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報の保存に、株式会社三菱総合研究所又は実証機関のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体(作業従事者が私的に契約しているサービス及び作業従事者の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は株式会社三菱総合研究所の許可を得て用いること。
- 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

#### (4)作業場所の情報セキュリティ確保のための措置の決定

株式会社三菱総合研究所又は株式会社三菱総合研究所が指定する場所以外の作業場所において本業務に係る作業を行う場合は、情報に係るセキュリティ確保のために、作業場所の環境、作業に使用する情報システム等に講ずる措置を定めること。

上記の情報に係るセキュリティ確保のために定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- 株式会社三菱総合研究所の情報システムにアクセス(一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。)する作業は、実証機関の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- 本業務の作業に係る情報を取り扱う PC、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による情報漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていない PC、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

#### (5)情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合の対処手順等の策定

本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれが生じた場合に備え、事前に連絡体制を整備し、株式会社三菱総合研究所に提示すること。

本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合の対処手順を定めること。対処手順には、以下に示す対処を含めること。

- 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、株式会社三菱総合研究所に、口頭にてその旨第一報を入れること。株式会社三菱総合研究所への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うこと。
- 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する実証機関の作業者を明らかにし、平日の 10 時から 18 時の間は2時間以内に、それ以外の時間帯は8時間以内に株式会社三菱総合研究所に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく株式会社三菱総合研究所に提出すること。
- 株式会社三菱総合研究所の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- 株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、株式会社三菱総合研究所に提出すること。

- 再発を防止するための措置内容を策定し、株式会社三菱総合研究所の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

本業務の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合は、上記に加えて、以下に示す対処を対処手順に含めること。

- 情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するために必要となる記録類を作成又は取得すること。これらの記録類は契約終了時まで保存すること。
- 株式会社三菱総合研究所の求めに応じてこれらの記録類を株式会社三菱総合研究所に引き渡すこと。

なお、ここでいう「情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合」には、以下の事象を含む。

- 不正プログラムへの感染(実証機関におけるものを含む。)
- サービス不能攻撃によるシステムの停止(実証機関におけるものを含む。)
- 情報システムへの不正アクセス(実証機関におけるものを含む。)
- 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(実証機関におけるものを含む。)
- 要機密情報の流出・漏えい・改ざん(実証機関におけるものを含む。)
- 異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止(実証機関におけるものを含む。)
- 株式会社三菱総合研究所が実証機関に提供した又は実証機関にアクセスを認めた株式会社三菱総合研究所の情報の目的外利用又は漏えい
- アクセスを許可していない株式会社三菱総合研究所の情報への実証機関によるアクセス
- 意図しない不正な変更等が発見された場合

## (6)再委託に係る情報セキュリティの確保

事前に株式会社三菱総合研究所の承認を得た上で、本業務の役務内容を一部再委託する場合、実証機関自体が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先においても確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を実証機関が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を株式会社三菱総合研究所に提供し、株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。

## 2 請負作業中の遵守事項

### (1)「情報管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「情報管理計画書」に記載した、情報取扱者等への教育・周知、情報の取り扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

### (2)「情報管理簿」の作成

株式会社三菱総合研究所から貸与を受けた各種ドキュメント、電子データ類又は本業務に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント、電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、作業場所、使用目的等を含む取扱方法を明確にするため、「情報

管理簿」を作成すること。

### (3)「情報管理計画書」の変更に関する報告

本業務に基づく請負作業中に、作業開始前に提出した「情報管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、以下の手続を行うこと。

情報取扱者等の異動を行う場合は、事前にその旨を株式会社三菱総合研究所に報告し承認を得ること。また、承認された異動の内容を記録し保存すること。

「情報管理計画書」に記載した情報取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を株式会社三菱総合研究所に提出し承認を得ること。

「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を株式会社三菱総合研究所に提出し、承認を得ること。

一時的に「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を株式会社三菱総合研究所に報告し承認を得ること。

### (4)作業場所への監査の受入れ

株式会社三菱総合研究所以外の作業場所において本業務に係る作業を行っている場合に、株式会社三菱総合研究所がその施設及び設備に関し、実証機関が「情報管理計画書」に記載した作業場所等の情報セキュリティ確保のため措置が実施されていることを監査する旨申し出たときは、これを受け入れること。

### (5)情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

本業務に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると株式会社三菱総合研究所が判断した場合、株式会社三菱総合研究所と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「情報管理計画書」に反映させること。

## 3 請負作業完了時の遵守事項

### (1)情報返却等処理

本業務に係る作業完了時に上記 2(2)で作成した「情報管理簿」に記載されている全ての情報について、返却、消去、廃棄等の処理を行うこと。

なお、その処理について方法、日時、場所、立会人、作業責任者等の事項を網羅した「情報返却等計画書」を事前に株式会社三菱総合研究所に提出し、承認を得ること。

処理の終了後、その結果を記載した「情報管理簿」を株式会社三菱総合研究所に提出すること。

### (2)情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

本業務の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合であって、業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、1(5)に基づいて取得し保存している記録類を引き渡すこと。